

議案第 6 2 号

三田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

三田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 6 年 8 月 2 6 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

三田市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年三田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第7項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付」を「当該年金たる損害補償が非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係るものである場合において、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号又は第17条第1号（国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。）に定める給付」に改め、同項各号を削る。

付 則

この条例は、平成26年12月1日から施行する。